

ぐるっと富山 観光バスツアー運行支援事業費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人とやま観光推進機構（以下「機構」という。）が、ぐるっと富山 観光地アクセス充実事業の一環として実施する、ぐるっと富山 観光バスツアー運行支援事業費助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付対象者)

第2条 機構は、次の各号を全て満たす募集型企画旅行商品を企画・販売する旅行者者に対し、予算の範囲内において助成金を交付する。

- (1) 助成期間内において、新たに企画・販売および催行される旅行商品であること。
- (2) 富山県内の駅、空港、宿泊地等を出発地又は到着地とするもの。
- (3) 企画するコースが、富山県及びその隣接県で完結するもの。
- (4) 広く商品流通できるもの。
- (5) 助成事業完了後も継続的に販売し続けるもの。
- (6) 交通手段は原則としてバスを使用し、かつ県内に事業所を持つ交通事業者の車両を使用するもの。ただし、参加者が少人数の場合、バスに代えてタクシーを使用することも妨げない。

(助成金の交付額等)

第3条 助成金の交付額は、実際に催行された旅行商品に対し、1運行当たり10,000円に、参加人数に1,000円を乗じて得た額を加算して算定する。ただし、1運行当たり50,000円を上限とする。

- 2 通訳ガイドが同行する場合は、前項の交付額に、通訳ガイド1名につき15,000円を加算する。
- 3 助成金の交付額は、1事業当たり200,000円を上限とする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第1号）を機構に提出するものとする。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 事業計画書（様式第2号）
 - (2) 収支予算書（様式第3号）
 - (3) その他機構が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第5条 機構は、前条の申請書の提出を受けたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、助成金を交付すべきと認めたときは、速やかに助成金の交付を決定し、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

- 2 機構は、前項の場合において、必要と認めるときは、助成金の交付申請に係る事項

につき修正を加えて助成金の交付を決定することができる。

(実績報告)

第6条 助成事業を行う者(以下「助成事業者」という。)は、助成事業が完了したときは、速やかに実績報告書(様式第4号)を機構に提出するものとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 実施報告書(様式第5号)
- (2) 収支決算書(様式第6号)
- (3) 記録写真や旅行商品掲載パンフレット・チラシ等事業の実績を明らかにする資料
- (4) その他機構が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第7条 機構は、前条の報告書の提出を受けたときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に通知するものとする。

(助成金の経理等)

第8条 助成事業者は、助成金に係る経理を明確にするとともに、関係書類を助成事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(交付決定の取消し)

第9条 機構は、助成事業者が助成金を他の用途へ使用する等当該助成事業に関して助成金の交付決定の内容、又は、これに付した条件に違反したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(助成金の返還)

第10条 機構は、助成金の交付決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。